

内閣府「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」

豊中市 教育委員会 ヒアリング概要

1. 障がい児・医療的ケア児に関するニーズ把握（住民の意向把握）について

①独自の調査の実施（対象者、調査項目、調査方法等）と活かし方

調査項目

- (1) 就学に向けての相談・支援（以下、就学相談）
- (2) 医ケア面談記録

対象者

就学相談の対象者は、診断の有無や発達検査を受けたことがあるなどの線引きは行っていない。年長の時期の就学相談希望者に実施している。

調査方法：以下の流れに沿って実施する。

- i. 園所へ就学前相談（支援学級）申し込みに関する通知
- ii. 園所を通じて就学相談申し込み⇒日程調整
- iii. 対面もしくは、オンラインにて個別面談（就学相談）⇒就学意向確認
- iv. 医療的ケア児については、就学意向確認後、医療的ケア児支援会議を実施

就学相談のご案内に関するチラシを公私立全園所に配布し、保護者の手に渡るようにしている。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/soudan/a001120040010031.html>

②ニーズ把握や住民の意向把握における課題について

- ・就学相談についての十分な理解を得られていない園もあり、支援が必要な保護者に制度を周知されない場合がある。例年、市内 100 か所ある園所に周知をしているが、園長が替わるなど、理解を得ることが難しい場合もある。反応がない園所に対しては、市から積極的にアプローチをしている。
- ・未就園の子どもは年に数名おり、保健所から連絡があり、相談につながることもある。また、市の HP で案内も出している。連携機関を通じて声をかけて相談につながっている。

3. 障がい児・医療的ケア児について

①特別な支援・医療的ケアを必要とする子ども等への対応について

医療的ケア児について

概要

「豊中市障害児教育基本方針（改定版）」の「基本項目（3）基礎的な環境整備・合理的配慮」として医療的ケア児の在籍校へ看護師を配置している。

看護師は、教育課程に位置づく時間帯に医療的ケアの必要な時間帯に巡回型（学校と看護師を固定しない仕組み）で配置している。

指導・生活介助等については、教員や介助員が実施し、看護師の業務は、医行為に特化している。

受け入れ状況

- ・小学校における医療的ケア児の受け入れ人数は 9 校 13 名。
- ・看護師 20 名で対応している。（内訳：会計年度任用職員（臨時職員含む）17 名。常勤（教育委員会）が 3 名。

※会計年度任用職員の看護師（17 名）の所属は市立豊中病院。

支援を必要とする子どもについて（就学相談を得て支援学級に在籍している子どもについて）

豊中市は障害の有無にかかわらず同じ場で学ぶことを大切にしている。支援学級に在籍している

場合でも学びの場は通常学級が多い。子どもに応じて、支援学級の担任が通常学級に入り、指導を行う。通常学級に複数の指導者がいることになる。

②特別な支援・医療的ケアの内容や実施にあたっての課題について

看護師配置について、看護師人材が限られており、効率的な活用のために巡回型という方法を採用している。看護師は、学校で必要な医療行為に特化して対応している。

ケアの内容によっては、看護師が短期時間しか滞在しないので、保護者や教員が不安に感じている部分があるなど、理解の相違が見受けられる場合もある。

このように、医療的ケア児を取り巻く関係においては、本来の看護師配置の目的（合理的配慮）と理解の相違（保護者や教員の安心のための配置）が生じる場合もある。

6. その他（主に障がい児・医療的ケアについて）

①都道府県の支援体制やバックアップの現状、隣接する市区町村間との連携における工夫について

大阪府教育庁主催の「市町村医療的ケア連絡会」への参加により、隣接する市区町村間で情報共有を行っている。

②地域の関係機関・団体との連携状況と、連携における工夫・配慮などについて

豊中市教育委員会と市立豊中病院で協定書を交わし、看護師配置に関する連携を行っている。

（工夫）教育委員会に常勤看護師を雇用し、学校と病院の調整的役割を行う。

（配慮）教育委員会は、各専門職の考え方について熟知し、医療的ケア児の関係者への指導助言と不安軽減に努める。

③子ども・子育て支援施策を推進するにあたり、特に気を付けている点、配慮している点、工夫していることについて

豊中市教育委員会では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を推進している。

（特に気を付けている点）

多職種連携により、職種間での考え方の過程や理解に相違が生じやすい。相互理解に相違が生じた際には速やかに善処し、当該児童生徒へ不利益のないようにしている。

（配慮している点）

障害のある児童生徒における合理的配慮であり、障害のない児童生徒との公平性の担保に努めている。

（工夫していること）

教育委員会に看護師を常勤として雇用。

多職種連携の具体例

市立病院に指定医師を設け、主治医からの診療情報提供書をもとに指定医が指示書を発行する。その指示に基づき、看護師が医療的ケアを行う。

例えば、人工呼吸器を使用し、移動用バギーに酸素ボンベを常備している生徒が、校外学習でキャンプファイヤーに参加する場合には、指示医と看護師との打ち合わせにおいて、一時的に酸素ボンベを本人と距離を保った場所で保管し、環境を工夫することで火の近くでクラスメイトと一緒に活動することが可能となる。

児童生徒課では、行政職員の児童生徒課長、指導主事の支援教育係長、医療的ケア児等コーディネーターの常勤看護師が日々の多職種連携において、行政的な施策を考えるのと同時に、学校側にどう落とし込むか、医療的ケアについて一緒に考える事ができる。